

★スポーツセンターにおける対応基準

令和8年度（～10月21日（水）まで）のスポーツセンターでの対応基準を次のとおりとする。

各利用団体には別紙のチラシを配布、玄関ホールに熱中症情報が分かる看板を設置し、市公式サイトに対応に関する内容を掲載することで周知をしたい。

暑さ指数 (室温(参考))	対応		還付・ 振替
33以上 (35℃以上) 熱中症警戒アラート 発表時 ^{※1}	全て	施設(市)側からの求めで、利用の中止を行うことはしない。利用しようとする日(利用日)の暑さ指数が33以上になる場合、利用日の前日から全ての施設利用者のキャンセルを受け付ける。	○
31以上 (35℃以上) 原則運動禁止	健康体操 での利用	暑さ指数28～31と同様の対応とする。	×
	第2ホールの 施設利用 (空調設備なし)	施設(市)側からの求めで、利用の中止を行うことはしない。 キャンセルを促し、その連絡を受けた場合には、利用の振替 ^{※2} を可能とする。(利用しようとする日(利用日)の気温が35℃以上、暑さ指数が31以上になる予報が発表されていれば、利用日の前日からキャンセルを受け付ける。) なお、子どもや高齢者の団体 ^{※3} にあつては、責任者からキャンセルの連絡があれば、利用の振替 ^{※2} 、また空調設備が整った施設への移動 ^{※3} も可能とし、その対応が出来ない場合は料金を還付する。 参加人数が集まらないことを理由とする中止は、振替の対象としない。	△
28～31 (31～35℃未満) 激しい運動禁止	健康体操 での利用	プログラムの中で行うウォーキングの実施場所を、屋外から空調設備が整ったスタジオ内に変更する。プログラムで行う実際の運動内容は変更しない。(変更の決定は利用日の当日の暑さ指数(WBGT)を参考に、その日の朝に決定する。)	×
	第2ホールの 施設利用 (空調設備なし)	施設(市)側からの求めで、利用の中止を行うことはしない。 休息をとり水分等の補給を行いながら利用していただくことを基本とする。	×
25～28 (28～31℃未満) 警戒	全て	通常時の利用と同様な対応とする。休憩をとり水分補給を行いながら利用していただくことを基本とする。施設の予約時に暑い中での運動に不安を抱く様子が窺える場合などには、なるべく利用を控えるように促していくこととする。	×

基準の文言の整理

※1 熱中症警戒アラート発表時：東京都（島しょ部を除く）に発表されている場合とする。

※2 振替：猛暑日等で危険であるため、活動を中止した場合に別の日を予約することができること。

既納の利用料は返還せず、振替後の施設利用に対する料金に充当する。

(子どもや高齢者の団体のみ) 別の日の予約ができない場合は料金を還付する。

※3 移動：猛暑日等で危険であるため、空調設備の無いホール利用を、空調設備の有る施設利用に変更することができること。ただし、変更はその当日、利用希望の施設に予約が入っていない場合に限られ、予約は申請（公共施設予約システムへの入力）のあった順となる。既納の利用料は返還せず、また、その金額が、移動後の施設利用料として定める額に対して不足する場合は、不足分を追加徴収する。